

“KANAGAWA”
福祉タイムズ
2003 5 No.618

発行日 2003年（平成15年）5月15日
毎月1回15日発行
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>
編集発行人 清水勝夫
定 価 100円（郵送料込）
印刷所 神奈川新聞社
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「少年がくれた贈り物」平塚市の「宮松ラビット学童クラブ」に通う小学2年生のたいし君は、外で遊ぶのが大好きだ。クラブから公園に行く途中、今日学校で隠れドッチボールをしてきたと楽しそうに話してくれた。公園に着くと、直ぐに友だちと土を掘り返し幼虫取りを始めた。真剣な顔になったり、笑ったり、あっちへ行ったりこっちへ来たりと元気に動き回る。日も暮れる頃、やっと満足したのか滑り台の上で安らぐ姿を見つけた。夕日に輝く無垢な笑顔がひと時の安らぎをくれた。 （写真・文 菊地信夫）



子どもたちにとって春の卒業式や入学式は、いろいろな思いを込め、未来への希望をもちながら成長していくための、一つの過程なのでしょう。

今年も地域の小学校の卒業式に参加させていただき、深い感動を受けました。

我々の卒業式とだいぶ違って、卒業生全員が、感動と感謝を歌や言葉で表現するという、自分たち手作りの卒業式でした。

その卒業生の送別にあたる五年生の集団の中に、先生が隣に座り、静かにするよう、優しく声を掛けられている一人の子どもの光景を見ました。式典全体には何の支障も違和感もなく、その模様に気付いた参加者も数人しかいないようでした。

後でその模様を校長先生に尋ねてみると、気が付きましたかと感慨ぶかい様子で話をしてくれました。

ハンディキャップのある友だちでも、皆と同じように普通の学校生活をさせたい。そのためには、皆で協力をしていかなければならない。先生の手助けはあったものの、見事にそれを実行した子どもたちの雄姿に、改めて目頭が熱くなる思いがしました。

県民生委員児童委員協議会
広報委員長 鈴木立也

目次……………CONTENTS

施設とボランティアの関係づくりのために…	2・3
政府「障害者基本計画」「新障害者プラン」を決定…	4
かながわ福祉人材センターが新しくなりました！…	5
子どもの未来を託す…	6
かながわ長寿社会開発センターいきはつらつ…	7
連載・心のゆたかさはくむ(2)…	10・11

施設とボランティアの関係づくりのために ～施設ボランティア受入れ実態調査から～

福祉施設のより良いサービスに欠かすことのできない「ボランティア」の存在。その受入れは、施設の受入れ担当者やボランティアコーディネーター(以下、コーディネーター)が中心となり行っていますが、業務を行う上で多くの問題を抱えているのも事実です。

「かながわボランティアセンター」では、一昨年度より、ボランティアコーディネーター研修の対象に施設職員を加

え、問題解決に向けた取り組みを始めています。

また、県内(横浜・川崎市を除く)障害及び高齢関係施設に対して、「ボランティア活動実態調査」を行いました。

その結果から、施設でのボランティア活動の実態とコーディネーターが抱える問題は何か、今後、施設でボランティア活動を活発にするためには、どのような取り組みが必要なのか考えてみたいと思います。

ボランティアという存在の大切さ

「利用者の生活の場」である施設で、何故ボランティアを受入れるのでしょうか。

施設がボランティアに期待することは、利用者が多くの人とふれ合えること。つまり、職員以外の異なる視点が入ることにより、施設生活にめりはりがでることです。

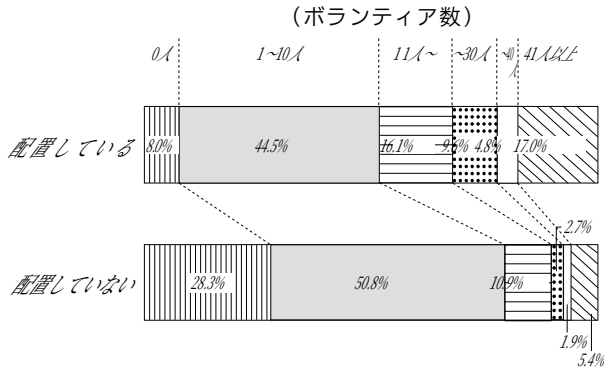
例えば、利用者が寂しくて少し話をしたいとか、そばにいて欲しいといった時に、じっくりと話を聞いてくれるボランティアの存在は安心感を与え、心を開きやすくなるということがあります。

また、ともすれば利用者と職員だけの世界になりがちな施設においては、本来の社会生活ではありえないことが常識化してしまう可能性もあります。それを防ぐためにも、地域に施設を開放する機会を持つことが大切です。

「総合的な学習の時間」などでの児童の受入れや地域のボランティアが施設で活動を始めれば、施設の役割や活動への理解が、徐々に地域に広がることも期待できます。

ボランティアが運んでくる風は、利用者の充実した生活を実現するための、大きな原動力となる可能性を秘めているのです。

(図1) コーディネーター配置の有無による受け入れ状況

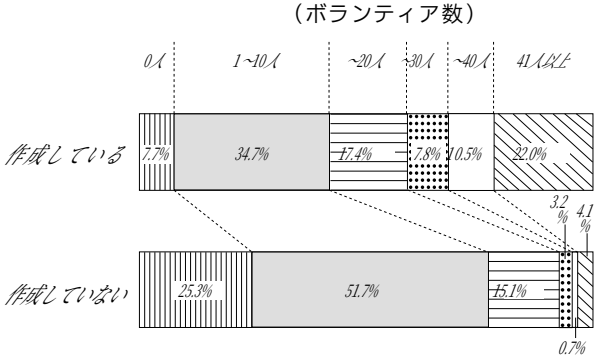


コーディネーターの必要性

それでは、施設でボランティア活動を行う上で、コーディネーターはなぜ必要なのでしょうか。

コーディネーターは、施設のボランティア活動プログラムを計画し、ボランティアと共にその活動を実践します。施設でのボランティア活動は、施設利用者が安心して生活できる環境を整えるために行われるものであり、利用者が生活にめりはりを持って、ボランティアも「活動してよかった」と思えるようになるためには、利用者・職員・ボランティアの三者の関係づ

(図2) マニュアル作成の有無による受入れ人数



ボランティア受入れの実態

くりが必要となってきます。コーディネーターは、ボランティアと施設両者の信頼関係を築き、活動をスムーズにすることにより、利用者の生活を豊かにしていく役割を担っているのです。

調査では、コーディネーターを配置している高齢施設は六六・三%、障害施設では三八・五%となっています。

コーディネーターの専任・兼任では、高齢施設が九二・一%、障害施設が九一・六%と、ほとんどの施設が兼任で役割を担っており、



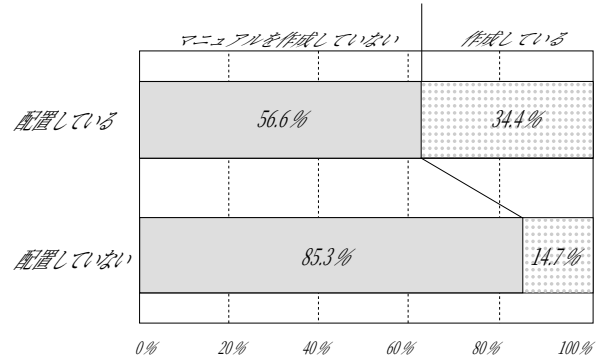
ボランティアの受入れ状況については、コーディネーターを配置していない施設より、配置している施設の方が多く受入れている傾向がうかがえました（図1）。

ボランティア受入れのマニュアル作成については、高齢施設が四八・九％、障害施設では十二・九％が作成していると答えています。全体としては、マニュアルを作成している施設でより多くのボランティアが活動しています（図2）。ちなみに、コーディネーターの配置の有無によるボランティア受入れマニュアルの作成状況については、コーディネーターを配置していない施設に比べ、配置している施設のほうがボランティア受入れマニュアルを作成していることが分かりました（図3）。

この結果から、コーディネーターの配置や受入れマニュアルの作成等、受入れのための条件を整備することで、ボランティア活動が活発になっていくということが分かります。一方で、コーディネーターの多くは兼任であり、ボランティアを多く受入れれば受入れるほど業務が増し、その負担が増していくことも予測されます。

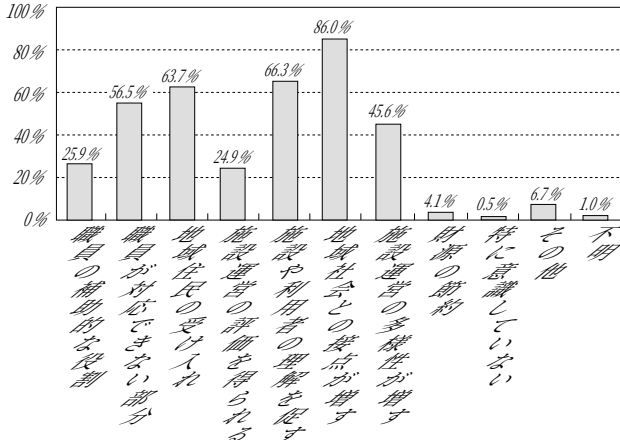
またコーディネーターが抱えている課題は、大きく二つに整理することができます。

（図3）コーディネーター配置の有無による
マニュアル作成状況



一つは、「やってあげている意識がある」「急な来所や休み」「勝手な行動」といったボランティア自身に向けた課題です。コーディネーターが関与してしまうことで、逆にボランティア本来の自主性や自発性を損なわせてしまうのではないかとというジレンマや、活動への施設の期待と、実態とのギャップをどう解決していくか。これは、施設内で受入れのルールが徹底されていない場合や、施設がボランティアに何を期待するのかが明確になっていないためで、施設の特徴をきちんと踏まえたうえで、利用者・施設・ボランティアが協働でマニュアル作成やオリエンテー

（図4）ボランティア受け入れの目的（高齢施設）



ション、研修会に継続的かつ体系的に取り組むことで、解決に向かうものと思われます。もう一つは、「ボランティアが集まらない」「定着しない」「コーディネーターとの関係を作る

ネットする時間がない」「活動プログラムがマンネリ化している」といった施設体制の課題です。多忙な業務から、新しいアイデアを出すための話し合いの機会や体制作りができずに、活動が停滞してしまうといった状況を、どう打破していくかが課題といえます。

ボランティアとの良い関係を作る
施設とボランティアとの良い関

係を作っていくためには、何よりも、まず「受入れる目的」を明確にすることが大切です。

高齢施設の調査では受入れの目的として、「利用者地域社会の接点が増す」（八六％）、「施設や利用者の理解を促す」（六六・三％）、「地域住民を受入れることで社会貢献ができる」（六三・七％）という結果が出ています（図4）。

このような目的を達成するために、期待するボランティアのイメージをコーディネーターに一任するのではなく、施設長を始め、職場全体で固めていく必要があります。また、チーム制での受入れなど、柔軟に対応できる体制や活動プログラムを丁寧に作っていくことが、施設、ボランティア双方の実りある成果につながっていきます。

今後は、施設でボランティアを受入れるだけでなく、地域住民が集まるサロンとして、またボランティアの活動拠点として、施設を開放していくという視点も必要となってきます。地域の資源を活用する、あるいは施設自身が地域の資源になることにより、サービスの充実はもとより、地域に真に求められる施設となるのではないのでしょうか。

（かながわボランティアセンター）

政府「障害者基本計画」「新障害者プラン」を決定

本年度から平成二十四年度までの十年間の障害者施策の基本的方向性を示す、「障害者基本計画」（以下、計画）が決定されました（※）。

この計画は、平成五年度からの「障害者対策に関する新長期計画」の理念を継承し、障害者の社会参加や参画に向けた施策の一層の推進を図るものとして、将来の社会像を視野に入れながら、国民誰もが平等に参加、参画できる「共生社会」を目指し、今後の取り組みべき障害者施策の基本的方向性を定めています。

横断的視点として、バリアフリー化の推進や利用者本位の支援、障害の特性を踏まえた施策の展開、推進等をあげています。

また、啓発・広報や生活支援、生活環境、教育・育成等八つの分野については、基本的方針と施策の方向性を具体的に示しています。計画に沿った重点施策と達成目標については、「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）として示されています。（企画課）

※URL <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html>

「重点施策実施5か年計画」で実施する施策及びその達成目標（一部抜粋）

- 1活動し参加する力の向上のための施策
- (1)障害の要因となる疾病の予防及び治療・医学的リハビリテーション
- (2)福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進
- (3)情報バリアフリー化の推進
- (4)欠格条項見直しに伴う環境整備
- 2地域基盤の整備
- (1)生活支援（利用者の相談支援体制の充実、在宅サービスの整備等）
- (2)生活環境(ユニバーサルデザインによるまちづくり、生活の安全の確保等)
- 3精神障害者施策の充実
- (1)保健・医療(精神科救急医療システムの整備、思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業事例集の普及等)
- (2)福祉（在宅サービス、施設サービスの整備等）
- 4アジア太平洋地域における域内協力の強化（略）
- 5啓発・広報
- (1)共生社会に関する国民理解の向上
- (2)関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する
- 6教育・育成
- (1)一貫した相談支援体制の整備（16年度までにガイドランを作成等）
- (2)専門機関の機能の充実と多様化（本年度盲・聾・養護学校の制度的検討等）
- (3)指導力の向上と研究の推進（免許制度の改善等）
- (4)施設のバリアフリー化の推進
- 7雇用・就業の確保（トライアル雇用、職場適応援助者職業訓練の実施）

介護保険施行後初「介護報酬」が改定される

平成十二年に介護保険が施行されてから初めてとなる、「介護報酬」（介護保険から介護サービスを提供する事業者に支払われる報酬）の見直しが行われ、本年四月より改定となりました。

今回の改定では、第2期介護保険事業計画期間における介護サービスの増大と、これに伴う保険財政への影響が大きいことや、経済情勢を踏まえ、全体でマイナス二・三％と、保険料の上昇幅を抑制するものとなっています。施設介護による報酬を四％引き下げる一方、居宅介護支援(ケアマネジメント)を一七・一％、訪問介護二・三％、痴呆性グループホーム二・七％に引き上げるなど、「在宅」と「自立支援」を重視する方向性を強く打ち出した改定となっています。

また、これまで指摘されていた、介護支援計画作成にかかる介護支援専門員（ケアマネジャー）の報酬や分かり難かった訪問介護の報酬区分等の改善、業務の怠慢があった場合の減額査定の導入など、利用者個々の要望に対応できるよう、サービスの質の向上に重点をおいた見直しがなされています。

（企画課）

サービスの種類	改定のポイント
訪問介護	・区分を「身体介護」「複合型」「家事援助」の3区分から「身体介護」「生活支援」の2区分に ・家事援助より生活援助、滞在型より短時間サービスの報酬を重視
居宅介護支援 （ケアマネジメント）	・利用者の要介護度によって3段階に分かれていた報酬を一本化 ・4種類以上居宅サービスを定めたケアプランを作成する場合は報酬を加算 ・一定の要件を満たさない場合（ケアプランを利用者に交付しない、訪問を行わない等）は、所定単位数を減額（70％）して算定する仕組みを導入
痴呆対応型共同生活介護 （グループホーム）	・宿直で対応できない夜間ケアのための「夜勤ケア加算」を新設
介護タクシー	・身体介護（30分未満）を適用していたが、乗降車時の介護に限定した報酬を新設
通所介護・リハビリ	・1日8時間までが2時間延長の10時間まで可能に ・個別的なリハビリテーションを行う場合の「日常生活活動訓練加算」を新設
特別養護老人ホーム	・入所者の自立生活を保障する個室やユニットケア（小グループでのケア）の新型特養では、1割の自己負担分とは別に「居住費」を別途徴収
介護老人保健施設	・「リハビリ体制加算」を「リハビリ機能強化加算」に再編し、訪問リハビリを重視
介護療養型医療施設	・常時医師による医学的管理が必要な状態にあるものに対し、療養上の適切な処置と医学的管理を行った場合「重度管理」として報酬を加算

情報満載！

かながわ福祉人材センターが新しくなりました！

1階から3階へ
移転して、ス
ペースゆったり！

広々とした「閲覧室」と福祉の職場の概要を調べることができる「求人施設資料コーナー」（写真左・中央）。じっくりと相談ができる求人専用の相談窓口（写真右）。

※求人は、1人1日2件までご紹介できるようになりました

法人・施設からの「求人情報」募集！

「福祉の職場で働きたい！」という皆様に応える「求人情報」をお待ちしております。人材センターでは、就職までの様々な支援を行っています。

例えば…「数日間の試用期間（研修を含む）の後採用したい」（福祉の職場体験制度）

例えば…「産休する職員の替わりが欲しい」（産休代替等の短期雇用制度）

◎所在地：横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館3階（JR横浜駅下車徒歩15分）

◎電話：045-311-1428 FAX：045-313-4590

◎開所日：月曜日～金曜日 9時～17時 第2・4土曜日 10時～15時

真心込めて
がんばります！

読者の声

— みんなで老後の受け皿作り —

やがて自分も迎えるであろう「老後」。

ところが、「老後は金なり」と嫌な時代にもなっている。

最近老人ホームや老人専門病院、老人保健施設等が、やたらと多く建設されている。

老後の介護への専門知識の必要性や核家族化、共働き家庭、手に負えない痴呆などの病気等々、様々な背景が、建設ラッシュへと結びつけているのであろう。

確かに、必要な施設なんだろうと思う。しかし果たして、何が何でも施設に入らなければならぬのだらうかと疑問を抱くことがある。

今や、どこの施設も満床の状況にある。利用申込者は、順番待ちの状態にあるが、順番を待つことができる位なら、何とか在宅で面倒をみることはできないものかとも思う。

これから、高齢化社会は進むであろう。

介護する家庭にも、限界がある。また、受け入れる施設にも限界がある。介護は、当然まず家庭から隣近所、地域職場、社会等が連帯をもって、介護の輪を、助け合いの輪を広げ進めて行かなければ、月並みに言う「明るい社会」というものは展開されていかないのではないか。

今日の、豊かな社会を作り上げてくださった大先輩、「お年寄り」の老後を決して、粗末にしてはならない。

従って、学校教育の中にも、感謝の気持ちを持たせる意味において、小さい時から、十分な福祉の科目を取り入れて行くべきだろうと思う。

お金で、全て事が片づけられてしまうようなことだけは、避けなければならない。

（田中良平）

▶ 投稿をお寄せください ◀

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX：045-312-6302
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

県社協のひまわり

子どもの未来を託す

―三十回目を迎えた「新任保育士激励会」―

去る四月十二日、県社会福祉会館（横浜市新奈川区）において、本会保育協議会の主催により、「第三十回新任保育士激励会」を開催しました。

保育士が
自覚と誇り
をもって子
どもや保護
者に接する
ことができ
るようにと、
県内の保育
関係者の協
力を得て開
催している
激励会も今
年で三十回
目。内容は、



パネルシアターの1コマ。古宇田さんのリズムカルな動作や歌に参加者もすっかり魅了されていた

①式典、②先輩保育士・園長による実践活動報告、③パネルシアター・ハーモニカ演奏などのアトラクションの順で行い、参加者は二百五十九名に上り、記念すべき今回は、十名を超える男性保育士の参加もありました。
式典には、県児童福祉課から飯田篤史課長代理、県保育会から富田英雄会長、横浜市公立保育士会から石橋陽子会長（県内保育士代

表）の三名を来賓として迎え、激励の言葉をいただきました。

「共にそだつよろこび」と題した実践活動報告では、ちとせ保育園の阿部美由紀さんが「子どもたちを保育する上で、健康と笑顔、豊かな感性は欠かせません。失敗を恐れることなく頑張りましょう」と呼びかけると、玉川保育園・玉川乳児保育園園長の高橋君子さんからも「いつも、三つの気（やる気・根気・元気）を忘れずに挑戦し続け、実践で力をつけてください」と、立場は違っても保育に携わる一人として心がけたいポイントを親身になつて伝えていたのが印象的でした。

（社会福祉事業課）

パネルシアター研究家の古宇田亮順さん、鶴田亘弘とハーモニカライナーズの皆さんによるアトラクションでは、会場也大いに盛り上がりました。参加者は、日頃の保育にも応用できるような歌遊びや数遊び、指遊びを織り交ぜながら場面を展開するおもしろさに夢中になったり、大きさや音域の異なるハーモニカの音色に聴き入ったりしていました。
最後に、ハーモニカの演奏で、保育の歌である「花のおさなご」を合唱し、参加者はこれからの保育士としての生活に気持ちを新たにしていました。

「離職者支援資金」の貸付条件が変更されました

景気低迷の中、失業したことにより生計の維持が困難になった世帯に対し、市区町村社協が窓口となり、生活費の貸し付けを行っている「離職者支援資金」は、昨年より貸付を開始し、本年3月末で219世帯の方々が利用しております。

しかしながら、保証人の問題等で、資金利用の必要性があっても利用できないといった声が多かったことから、より利用しやすくなるよう、連帯保証人等の条件を次のとおり変更しました。

◇変更内容

- 従来2名必要としていた連帯保証人を1名に変更
*但し、借入総額が120万円以上の場合、住民税課税者、不動産所有者であれば1名となりますが、収入等から債権の保証を1人で負うことが難しい場合は、従来どおり2名必要となります。
- 新たに借り受ける方については、償還期間を据置期間経過後5年から7年に変更

◇離職者支援資金の概要

- 貸付対象
 - 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯
 - 生計中心者が就労することが可能で求職活動を行っていること
 - 生計中心者が就労することにより世帯の今後の生活の見通しが明らかなこと
 - 生計中心者が離職してから2年を超えていないこと
 - 生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと
- 貸付内容

【貸付限度額】	月額20万円以内（単身者は10万円以内）
【貸付期間】	離職してから2年以内の間で12カ月以内
【貸付利率】	年3%
【貸付金の償還】	貸付期間終了後6カ月以内の据置期間（無利子）経過後、7年以内で償還
【連帯保証人】	原則1名（上記*参照）

◇相談窓口

お住まいの各市区町村社協にお問い合わせください
（生活支援担当）

かながわ長寿社会開発センター

いぎ²
はつらつ

高齢期を健康で、いきいきと過ごしたいー
明るく活力ある長寿社会の実現に向けた取
り組みを紹介します。

<問合せ> ☎045-311-8734 FAX045-312-6302
http://www.nenrin.or.jp/kanagawa/

ホームページで社会参加を応援

今回は、高齢者自身の健康・生きがいづくり活動の取り組みを応援するため、インターネット上で、社会参加に有用な情報の収集・提供を行っている、「かながわ長寿社会開発センター」のホームページをご紹介します。

あなたは何人目のホームページの訪問者になりますか…？

ホームページは、全七十二ページ。センター主催の事業紹介や昨年度から開催しているシルバー美術展の入賞作品の紹介、県内名所の散策コースの案内、知ってちよつと得する生活雑学、福祉サービスや施設の紹介ページなど、多彩な内容を盛り込んでいます。

特に力を注いでいるのが、高齢者の身近な地域で実施されている社会参加のきっかけとなる「場」に関する情報提供です。

長年にわたり会社中心の生活であったため、地域社会との関わりが少ないサラリーマン。OBとなり、あらためて地域の一員として、これまで培った知識や技術・経験を生かして社会活動に参加しようとしても、どうしたらいいのか悩むケースも多々あります。

高齢者自らが簡単に情報を得て、さまざまな地域活動に参加するきっかけとなれば…との願いから、「参加しようイベント・活動情報」「応援します健康・生きがいづくり活動」のページで、市区町村ごとの各種生きがい講座や世代間交流イベント、集いの場・仲間づくりの場、相談窓口などの情報を提供しています。

情報は、各市区町村社協を始め、市区町村の高齢福祉担当課や生涯

学習情報センターの協力のほか、各市区町村の広報紙やホームページ、高齢者グループなど、県民からの提供をもとに、最新情報を提供しています。

元気な高齢者が、様々な情報を得てイベントや講座に参加し、そこでの出会いを通じて地域の人々との交流がはじまるー仲間づくりを通じて積極的に地域活動に参加し、より良いコミュニケーションづくりのために、ご自身の知識経験を生かしていただきたいと考えています。

パソコン普及率のめざましい今日。それでも、高齢者が日々自在にパソコンを活用できている状況とはいえませんが、世つかくの情報も、活用されなくては意味がありません。

そこで、パソコンを利用する高齢者の裾野の拡大と仲間づくりの一助とするため、センターでは「高

かながわ長寿社会開発センター

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

ようこそ！かながわ長寿社会開発センターへ

かながわ長寿社会開発センターは、
明るくて活力ある長寿社会の実現に向けて、
健康と生きがいづくりを応援します。

センターの紹介

参加しよう
～イベント・活動情報～

ホームページ作品展

知って得する雑学

ご意見・ご相談

センターの事業案内

応援します
～健康・生きがいづくり活動～

出かけてみませんか かながわ

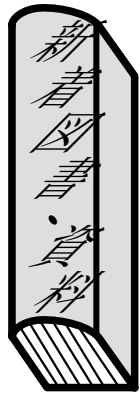
高齢化が進んでいます

年齢向けパソコン初心者講座」を、
本年六月に川崎市と横須賀市で三
コース（一コース三日）開催しま
す。修了者はホームページのモニ
ターとして登録していただき、意
見・感想や情報を提供していただ
く予定です。

かながわ長寿社会開発センターＨＰのトップページ。アクセスは<http://www.nenrin.or.jp/kanagawa/>

(7)

第618号 福祉タイムズ 2003. 5 .15 第三種郵便物認可



図書

読んでみよう！

★全国社会福祉協議会
九十年通史く慈善から福祉へ（全社協）
社会情勢の変化に対応し、目標や態様
を変え役割を果たしてきた全社協。明
治から今日までの民間福祉史を、コラ
ム等を交えながらわかりやすく紹介

★新・包括的自立支援プログラムー介護
サービス計画作成マニュアル（全社協）

★高齢者ケア現場での転倒・転落事故防
止リスクアセスメント（中間浩一他、日
総研出版）

★高齢者のためのトータル口腔ケア（鈴
木俊夫・青柳公夫、医歯薬出版株）

私のおすすめの1冊

「戦後社会福祉の展開と
大都市最底辺」

岩田正美著



ことぶき共同診療所
寿町関係資料室
室長 松本一郎

今年1～2月に行わ
れた全国調査によれば、
野宿状態にある生活困
窮者の数は2万5,296人
で、中でも本県は4番
目に多い。著者は、このような「慣習的
な居住の欠如」を特徴とする貧困形態の
本質を捉えるために、「不定住的貧困」概
念を打ち出している（住込み、カプセル
ホテル等に宿泊する場合も含む）。

本書では、この貧困が主に、大都市を
目指す人々の地域・職
業移動の過程で形成さ
れたこと、また、なぜ
この貧困が社会福祉の
「正当な対象」として
認識されにくいのか、
他方でどのような変則
的行政対応が取られて
きたのかを明らかにし
ている。



1995年刊
ミネルヴァ書房・定価5,500円

資料

価値あり！

★利用者の声をサービ
スの質の向上につなげるために（全社協）
主に「苦情を言いやすい環境づくり」の工
夫事例を紹介し、事業者が配慮すべきポ
イント、苦情解決のあり方及び実際の運
用方法等についてまとめた報告書

★痴呆性老人研究「小規模多機能ホーム
のよき、大解剖」（CLC、筒井書房）

★宅老所グループホーム開設BOOK宅
老所・グループホームネットワーク、CLC）

★2003年「介護報酬改定」ポイント
解説と経営シミュレーション（中林梓、
日本医療企画）

★障害福祉分野における支援費制度とは・
改訂版（東京都社協）

★保育所の第三者評価どこが問題か（中
山徹・杉山隆一他、自治体研究社）

★保護施設におけるホームレス受入に関
する検討会報告書（全社協）

★デイサービスセンター利用者の入浴に
関する満足度調査結果報告書（東京都社協）

★介護職員の可能性と限界 調査研究報
告書（株）ヘルスケア総合政策研究所）

★暴力を目撃して育った子どものケアプ
ログラム（湘南DVサポートセンター）

★スーパードバイザー養成マニュアル（植
田寿之、奈良県社協）

★知的障害者の就業と生活を支える地域
支援ネットワークの構築に向けて（日本
障害者雇用促進協会）

★わたしたちが見て、聞いて、歩いた施設
ガイドく横浜市内介護を考えるぶどうの
会）

★施設伴侶動物同居マニュアル（日本動
物病院福祉協会）

★【ビデオ】ベリー・オーディナリー・
ピープル①く⑦（浦河べてるの家）

「福祉資料室」をご利用ください！

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等
のサービスを行っています。

◆利用時間：月～金（第3金曜、祝日、年
末年始等を除く）の9時～17時

◆問合せ：☎045-311-8865
FAX045-313-9341

◆インターネットでの資料検索
[http://www.progress.co.jp/members/
jinsyakyo/tosyo/](http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/)

～「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください！～



今月のいちおし
クリック！

「全国10万件以上のお医者さんガイド」

のホームページをご紹介します

日本全国の病院・診療所等を、市町村や受診したい診療科
目等で絞り込み検索できるほか、休日・夜間診療ガイドもあり
ます。また、閲覧者の投稿や㈸日本医療評価機構認定によ
る、おすすめ病院診療所リストや、医療の疑問に医師が応え
てくれるコーナー等があります。



URL <http://www.10man-doc.co.jp/>

Information

第7回「糸賀一雄記念賞」

◇対象Ⅱ日本、東アジア、東南アジア及び西太平洋地域(オーストラリア、ニュージーランドを除く)に居住し、障害者福祉に関する活動実績が高く評価されており、かつ今後一層の活躍が期待される個人(2名以内、他薦による)

◇賞金Ⅱ1名につき200万円

◇×切りⅡ5月31日(土)

◇問合せⅡ財糸賀一雄記念財団

☎・FAX 0748-7710357

第33回「毎日社会福祉顕彰」

◇対象Ⅱ①社会福祉全般又は児童・老人・心身障害者等の分野で、優れた学術、記述(科学技術等)をした、②社会福祉施設の改善・整備、又は福祉活動指導等において独創的な発想・創意・工夫をした、③長年にわたり国際福祉、地域福祉又は福祉施設・団体等に奉仕活動を続けている、④福祉施設等に30年以上勤続し、顕著な成績をあげている⑤新分野の福祉活動をしている個人・団体(他薦による)

◇賞金Ⅱ一件につき100万円

◇×切りⅡ5月31日(土)

◇問合せⅡ毎日新聞東京社会事業団

☎ 03-3213-2674

FAX 03-3213-6744

日揮社会福祉財団社会福祉助成事業

◇対象Ⅱ県内の①障害者又は高齢者の当事者・法人団体、地域作業所・授産施設、②障害者又は高齢者福祉支援ボランティア、ホームヘルプサービス組織等

◇助成内容Ⅱ福祉設備・機器購入費、事業活動費あるいは事業運営費補助

◇助成金額Ⅱ福祉設備・購入、事業活動費50万円、事業運営経費10万円限度

◇×切りⅡ5月31日(土)必着

◇問合せⅡ財日揮社会福祉財団

☎ 045-714-3391

FAX 045-714-3404

青い鳥郵便葉書の無償配布

◇内容Ⅱ日本郵政公社では、障害者福祉に対する国民の理解と認識を更に深めるため、重度(身体は1・2級、知的は療育手帳に「A」又は1・2度の障害者の希望者に、青い鳥をデザインしたオリジナル葉書(20枚)を無償で配布しています

◇申込みⅡ郵便局窓口又は郵送で申込み

◇期間Ⅱ6月2日(月)まで

◇問合せⅡ最寄りの郵便局へお問い合わせください

60歳からの男の基本料理教室

◇対象Ⅱ60歳以上(50代も可)の料理初心者(男性(全2回、定員32名))

◇日時Ⅱ①横浜6月16日(月)、7月4日(金)、②藤沢6月24日(火)、7月22日(火)いずれも

10時～12時15分

◇会場Ⅱ①横浜教室(横浜市神奈川区鶴屋町)、②藤沢教室(藤沢市鵜沼東)

◇参加費Ⅱ2千円(税込)

◇問合せⅡ財ベターホーム協会

☎ 03-3407-0471

FAX 03-3407-0479

自閉症療育者のためのトレーニングセミナー公開講座

◇日時Ⅱ①8月10日(日)～13日(水) ※開催時間はお問合せください

◇参加費ⅡAコース(全日程参加)一般5千円、連合会会員4千円 ※他コースあり。詳細はお問合せください

◇申込みⅡ往復葉書に、住所・氏名(会員の場合は地区名)・職業・希望コースを明記し、〒238-0014横須賀市三春町5-97-7「公開講座受付浅羽昭子」まで

◇×切りⅡ6月末日

◇問合せⅡ神奈川県自閉症児・者の会連合会(浅羽)

☎ 0468-247024

寄託金品ありがとうございます

【寄託金】(敬称略)

▽幼神奈川県指定自動車教習所協会▽高山侑子▽星野邦彦▽広瀬公子▽田中良平▽協隆志

(計一、〇八〇、〇〇〇円)

【寄託品】(敬称略)

▽神奈川県定年間問題研究会▽(株)マツオホーム

CANVAS 訪問ボランティアの会“キャンナス” キャンナス 〒251-0034 横浜市中区磯子1-2-4 TEL 0466-26-3680 FAX 0466-27-8280 NURSE ARE http://www.nurses.gr.jp 介護保険認定事業者 南ナースケア ナースケア横浜 〒251-0034 横浜市中区磯子1-2-4 TEL 0466-23-4500 FAX 0466-27-8280	“福祉の心を大切にする 社会福祉従事者の 育成を目指して” ▼国際学園 横浜国際福祉専門学校 ◆社会福祉学科・介護福祉学科・児童福祉学科・総合福祉学科 〒227-0053 横浜市さつきが丘8-80 TEL 0120-88-3294 お-ム-ジ-ア-レス http://www.yicsw.ac.jp
--	---

心のゆたかさはぐくむ(2)

装うことで「自分らしさ」を取り戻す ①

前回は、社会の中でストレスと向き合い、心の健康を保つていくための癒しの効果を紹介しながら、様々な規制を余儀なくされてしまいがちな福祉サービス利用者の、生活を豊かにするためのサービスのあり方を考えました。

今回から二回は、生活の中の「装い」に焦点をあて、様々な活動を紹介しながら、その効果と課題について考えてみたいと思います。

今月は、日本ロイヤルライフセイビング協会の「スキンカモフラージュ」の活動から、「化粧」の効果について考えてみました。

スキンカモフラージュって何？

「スキンカモフラージュ」とは、病気やけがなどによって皮膚にできる痣や傷などを、特殊な化粧クリームを使用して目立たなくするというもの。

今から約三十年前に、イギリスの赤十字が政府の要請を受けて普及活動を始めました。我が国では、「メデイカルメイクアップ」や「カパーメイク」等の名称でも紹介されています。

「以前、福祉施設で高齢者の化粧ボランテアをしていた際に、この技術があることを知り、本格的に勉強をしようと、渡英して講習を受けました。イギリスでは、スキンカモフラージュは、病気や事故などによる皮膚疾患で悩む患者の、社会復帰のために必要な医療の一端を担っています。必要な場合は無料でカウンセリングを受けることができたり、使用する化



スキンカモフラージュによって求める結果はさまざま。だからこそ充分声を聞くことが大切だと白石さん（左）

粧クリームに健康保険が適用されたりと、社会的な理解度の高さは驚かされました」と話す白石の子さんは、日本ロイヤルライフセイビング協会（以下、協会）の北海道代表。水難救助技術の普及から始まった協会が、命の尊さを伝える取り組みの一つとして始め

たこの技術を広めていこうと活動しています。

指先の感触からその人を知る

白石さんに、実際にスキンカモフラージュを行っていただくことにしました。協力していただいたのは、この技術を普及していこうと、四月に開催した講習会に参加されていた講習生さんです。



130色にも及ぶ化粧クリーム。それでも肌の色は人それぞれなので何色あっても決して充分ではないとか

生まれつき右の頬に痣があったため、それを隠そうと、これまで様々な方法を試したという彼女は、「肌合い、しかも自分で手軽に施すことができる方法や化粧クリームには、なかなか巡りあえませんでした。痣があるせいで頬を出す髪型ができない、クリームを使っ

ても、すぐ落ちてしまうようなものでは襟のある服を着ることができないなど、おしゃれも制限されてしまうのがとても辛かったです。講習会では、自分でできなかった意味がないということで、技術の習得だけでなく医療的な知識や心のケアの大切さなども学びました。また同じような悩みを持つ方々にも出会う機会となり、いろいろな意味で大変勉強になりました」と話します。

化粧水などで肌を整えた後、その日の肌の色合いを確かめながら進めます。使用するのは約百三十色もある化粧クリーム。できるだけ簡単に塗ることができるように、その人の肌色に合った一色を選びますが、この作業が大変難しく、色を選ぶ感性が求められます。そうして選んだクリームを少しずつ指や海綿・筆を使いながら肌にのせていきます。天候や体調はもちろんのこと、その日の気分などでも変ってしまうという肌の表情を、白石さんは、肌に触れ、そして相手に語りかけながら確かめていきます。

自分自身を克服するために

スキンカモフラージュは、技術の習得もさることながら、この語りかけていく時間を持つことが、最も大切なことだと白石さんは言

ひと・ネットワーク 127

「男ボラ・ネットへのお誘い」

かながわ男性福祉
ボランティアネットワーク
事務局長 鈴木尊吉



いま、県内各地で中高年男性のボランティア・グループがさまざまな活動をしています。

その地域の障害のある方々やお年寄りのために、定年後の男性たちが、それまでの経験を生かしてお手伝いしていこうというものです。庭木の手入れ、大工仕事、病院や買物の付き添い、送迎、囲碁将棋の相手などなど、地域で必要とされるものなら何でもやるグループです。

その男性ボランティア・グループのネットワークができたのは、平成13年の「全国ボランティアフェスティバルかながわ」のテーマ別のつどいがキッカケでした。

この時、開催地神奈川ならではの多彩なつどいが開催されました。

中でも本県で活発に活動を展開しつつある男性福祉ボランティアのグループ活動は、従来のボランティア活動に大きな変貌をもたらし、その事例発表は多くの参加者の注目をあびました。

これを機に、これだけ必要とされている男性福祉ボランティアの重要性をより多くの方々に知っていただき、また情報交換を通じて活動の糧としたいという願いが、この「かながわ男性福祉ボランティアネットワーク」という長い名前のグループの誕生につながりました。

ネットワークでは、男性ボランティア・グループの現状調査を行い、そこでの課題と求められる対応策を互いに研究し合い、ボランティア講座の入門編・中級編などのプログラムを用意し、各種講座での実践を考えています。

こうした試みが、県内各地の男性ボランティア・グループ誕生に寄与し、またグループ相互の協力体制によって更に活発な活動に結びつくことを念願しています。

お問い合わせは ☎・FAX042-744-7257まで

います。
「先天性のものだけでなく、事件や事故などで痣や傷を負ってしまった方々は、傷そのものを克服する辛さにあわせ、現状の自分自身を乗り越えていかなければならないのです。心の傷を乗り越え立ち直ろうとする気持ちに、大変な重荷となつてのしかかつてくる『傷跡』。私たちはスキンカモフラージュを通じて、その傷の背後にある、本人やその家族が抱える深い心の傷をどう受け止め、癒していくかを考えていかなければならないと考えます。スキンカモフラージュは魔法ではありませんので、痣や傷を一時的に隠すことはできません。まして消すことはできません。まし

てや痣や傷を見る度に思い出してしまう悲しい出来事や辛い記憶などは、どんな技術を持つていても消すことはできないのです。私たちは肌を通して相手の心の声に耳を傾け、気持ちに添えるよう努力します。スキンカモフラージュにより、これまで痣や傷によって隠されてしまいがちだった自分本来の姿を引き出し、力強く生きようとする一歩を踏み出して欲しい。そんな願いを込めて今後も活動を続けていきたいと思っています」と結んでくださいました。

◆日本ロイヤルライフセイビング協会
☎ 0466-3616223
email: ryon@hgdion.ne.jp
URL: <http://www.royalife.org/>



今回の取材で印象に残ったのは、何度も化粧を施したことがある講習生さんなのに、その都度使用する色の説明をしたり、肌に手を触れる度に「ごめんね」「大丈夫？」「どんな感じ？」と声掛けしていた白石さんの姿。これまで痣があることで、精神的に辛い思いをしてきた方の心に、白石さんの温かな「言葉」という化粧が施されていくような感じがしました。

最近高齢者施設などでも、お誕生会などの行事や訪問者との面会の折に、職員から化粧を施してもらう光景がよく見られるようになってきました。入所の理由は、健康上の理由や家庭での問題など人によって様々ですが、加齢への不安と地域や家族から離れた生活で、喪失感を抱きがちな高齢者にとって、化粧を、ただ外見を美しくするものと捉えるのではなく、心をも彩る一つの手法として考えてみては如何でしょうか。

「顔に刻まれたしみや皺は、その人の人生そのもの。たくさんのお思い出が刻まれている」と話す白石さんの言葉のとおり、その一つひとつに触れ、語り合う時間を大切にすること。そして、彩られた姿を他人に見せるだけでなく、自身が見つめることで、自分という人間の存在の大切さ・尊さを感じることができるとはと思います。

(企画課)



犯罪・交通事故などで傷ついた心を支える NPO法人神奈川被害者支援センター(横浜市)

不安定な社会情勢による影響か、昨今の新聞紙上を賑わせている事件・事故は、凶悪で巧妙なものが多くなつたように見受けられます。事件・事故の被害者やその家族は、身体面だけでなく、経済面や精神面においても甚大な被害を被ることになります。

最近では、このような直接的な被害だけでなく、被害者や家族が、被害後の刑事手続きの過程やマスキミの報道、健康回復のための治療の過程等で生じる心の傷を癒し、立ち直るための支援をしていこうという活動が、全国に広がっています。

今回は、「神奈川被害者支援センター」(以下、センター)の事務局長の後籐さんに、本県での活動状況についてお話を伺いました。

ひとりで悩まずお電話を

センターは、県内で犯罪被害者及びその家族を支援する活動を推進していくことを目的に、警察や関係者が集まり設立された「神奈川県被害者支援連絡協議会」(以下、

協議会)での提案が、発足のきっかけとなったそうです。

「事件や事故という突然の不幸に見舞われた時に、同じ市民の視点で手を差し伸べていく体制作りが大切と、協議会の会員や賛同した方々が集まり『準備委員会』が



専門的な研修を受けたボランティア相談員が親身に相談に応じる

作られ、検討を重ね、平成十三年に設立されました。現在、全国には同じような支援組織が二十ほどあります。その多くは警察が主体の組織ですが、私たちは、民間ボランティアが中心となり活動をしています」と後籐さん。

電話や面接での相談活動は、研修を受けた約五十人のボランティアが協力しながら対応しています。

『被害者支援』という視点から、様々な相談を受けますが、その多くは暴力や性犯罪、交通事故。最近では、配偶者からの暴力(DV)やストーカー被害者からの相談も増加する傾向にあります。相談は被害者本人だけでなく、家族や周囲の方からも多く寄せられています。ともすれば、『被害にあったのは本人に落ち度があったからでは』と言われるがちな社会の風潮の中で、何とかしてショックから立ち直ろうと、勇気を振り絞って連絡をしてきてくださる被害者や家族の気持ちを汲み取りながら、等身大の支援ができればと考えています。それには、センターの体制整備や支援者の育成を積極的に行っていくとともに、自助グループのネットワーク作りや犯罪を未然に防ぐための啓発活動等を行い、地域の中で支える仕組みを整えていきたいと思っています」と力強く語ってくださいました。

(企画課)

神奈川被害者支援センター
事務局 ☎045-228-1157
相談専用 ☎045-228-0783
(毎週水・土曜日の10時～16時)

—社会福祉施設の設計監理—

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES'Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808

TEL03(3449)1771(代) / FAX03(3449)1772
E-mail : yasue-a@nifty.com



入所更生施設(横須賀市)



新築・増築・改修等お気軽にご相談ください